

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻65号 93/9〈1部100円〉 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理 芦屋市役所 10月8日(金)AM10~12 申立人側証言(鈴木、深沢)
日程 東分庁舎2F 11月17日(水)AM10~12 申立人側証言(河村、鈴木)

小林証人最後まで処分根拠を立証できず 申立人証言開始、市芦教育の実態を証言

市芦救援会事務局

去る五月二五日、小林証人に対する処分者側再主尋問が行なわれました。内容は極めてお粗末で、この間の審理で崩されてきた処分根拠については、つくろうにはあまりに多く傷も深いと判断したのか、いわば枝葉末節の事柄で、しかも代理人の誘導により、デマをくり返すのみという有様でした。

ひき続き行なわれた再反対尋問により、「市教委議事録を見たが破られていた」との証言が、まったく根拠のないデマと中傷であることを暴露しました。

七月二〇日、再反対尋問を続行。「市芦だけでなく他の職場でも行革で減員」と、幼稚園教員減を例に証言しましたが、「園児減少に伴う教員減」「前年度にすでに実数は減」「その実数にあわせて定数を減にしただけ」という事実を次々と当局資料により明らかにしました。市芦教員減の異常さをゴマカそうとした小林メモが、同じ当局の資料で立証根拠を失ったのです。

八月二五日の審理から、申立人側証人による立証がはじまりました。まず、処分の背景として市芦教育の歴史が鈴木先生により証言されました。心と身体を閉ざされ、それでも市芦にたどりついた生徒の、心を開く、息づかいが伝わる証言に、「やっと生徒の話が聞けた」と長期間傍聴参加された方々の声が寄せられました。次回からも申立人が次々と市芦教育の実態を証言していきます。多くの方々の傍聴参加をお願いいたします。

第50回公開口頭審理報告

誘導とデマに終始した小林再主尋問、処分根拠の破綻が更に露呈 2

第51回公開口頭審理報告

再反対尋問で小林証人立ち往生、行革による減員との主張根拠崩れる 5

申立人側証言へ、証人申請書提出 7

納教諭強制配転、9年目に勝利和解 「納教諭の強制異動を撤回させる会」 8

福岡市人事委、突然審理打ち切り、全国から抗議ハガキを！ 子どもたちの「ゲルニカ」を考える福岡市民の会 9

第52回公開口頭審理報告

生徒の心と気持ちを開いていく(上) 申立人 鈴木紀之 10

活動日誌 7 / 救援会総会のご案内 22

寺内 第三五回三一頁、指導員の異動について、係長になれるのかないのかは。

小林 昇任をさせるかさせないかというのは、あくまで任命権者の裁量の問題です。昇任させようと思えば道はある。

寺内 具体的な手続きは。

小林 例えば、社会教育主事に転職をさせて、すぐ昇任させるとか。指導主事にするとか。

寺内 教諭から指導員という形に申立人の身分はなっていますが、これは降格になるのか。

小林 ならないと思ってます。

寺内 すると、水平異動ですか。

小林 同位の職の異動である。

（指導員も昇任させられると言うが、転職はさせないという事で、下位の位置付けが一層明白となった。）

定数削減の理由も書いてない書証

寺内 三六回四五頁、定数条例の改正の数字について、乙九七号証を提出します。あなたがメモされたものですね。

小林 はい。

寺内 作成日は、本日ですね。説明を。

小林 高校教員は改正前五七名が定数法で三二名に改正、二五名のうち一六名は事務局職員に、九名は事務局以外の図書館、体育館などにふりわけました。幼稚園は九名減で、二

<乙97号証> 新定数算出根拠

単位：人

区分	改正案	現行	差引	増減理由
1 事務局の職員	43	22	21	高校から 16人 幼稚園から 2人 余裕見込み 3人
2 高等学校の教員	32	57	△25	事務局へ △16人 その他機関へ △9人
3 幼稚園の教員	76	85	△9	事務局へ △2 実数との差 △7
4 その他機関の職員	171	174	△3	高校から 9 小学校基準は正 △4 退職欠員不補充 △1 ルナ協事業自主化 △2 実数との差 △5
計	322	338	△16	行革関連 △7 実数との差は正 △12 余裕見込み 3

名を事務局、定数減で七名減した。その他教育機関は三名減しますが、小学校の事務員の減と退職欠員の不補充で一名減、ルナホール協会という外郭団体に委託したことでの職員二名減、そして実際職員の減で五名。合計で一六名減は、先ほどの小学校事務員、欠員不補充、ルナ協の計七名減と、幼稚園とその他機関での実数の差の計二名減に、余裕見込み三名として二六名減とした。

寺内 実数との差とはどういう意味ですか。

小林 幼稚園ですと、児童数が減少した結果、教員数を減らすという形です。

寺内 定数による異動という形は、市芦の減員もさることながら、幼稚園もその他の教育機関も改正をしておることです。

（市芦だけの定数減でなく他も減員したと言ったが、児童数減による幼稚園教員減とはそもそも減員の性格が異なり別問題。

第五〇回公開口頭審理報告 処分根拠の破綻をつくりいきれず 誘導とデマに終始した再主尋問

市芦救援会事務局

市教委議事録が破られていたとデマ

処分者側寺内代理人（以下、寺内と略）
二八回四五頁、甲第九四号証（教育委員会議事録の写し、深沢作成）について、申立代理人から「昭和五四年二月二日の会議で懲戒処分基準が決められたと、そのことを調べられたのか」との質問に、証人は「覚えていない」と答えられていますが、その後このことについては調べられたのですか。

小林 証人（以下、小林と略）
一応、その議事録は見ました。

寺内 通常の状態では保管されてましたか。

小林 人事案件は封印がしてあるのですが、それが破られてました。

寺内 証人が管理部長の時、市教委が懲戒処分に関する基準を設けていたかどうかは。

小林 特に設けていない。

寺内 すると、深沢さんが議事録をどうまとめられたのかわかりませんが、その基準がま

ったくなくにもかかわらず書いてあったということになるんですね。

小林 通常、市教委の場合は、市長部局の方の懲戒審査委員会をお願いをして、そこで全庁的なバランスを考えて審査をしていただいで、その報告をいただいで、それによって処分を決定すると、勿論決定は市教委ですが、市教委には懲戒審査委員会を持ってないので、処分基準まで、特に市教委だけのものを作ることはしてない。

寺内 市長の諮問によって開かれる委員会として、過去の事例とかの報告が付けられている場合もあるわけですね。

小林 五四年当時、そういう基準を付けておったと思います。

寺内 それは決って市教委を拘束するようなものじゃないわけですね。

小林 あくまで審査委員会での結論のための一つの資料として付けたんだらうと思います。

（処分後、私達がいち早く教育委員会議事録を、規則に基づいて閲覧し、封印がされて

寺内 第二九回三四頁で、内示をしない辞令交付が問題となっておりますが、内示には何か法令上の根拠があるのですか、ないのですか。

小林 根拠はないと思う。

寺内 必ず内示をしないきやいかなというものではないという理解ですか。

小林 はい。

寺内 証人の今までの経験で、内示なしに辞令を渡したケースはあるんですか。

小林 私が渡した分じゃなしに、そういうことは何回もあったと思う。

傍聴者（以下、傍と略）
教師の異動にはないぞ!!

寺内 第三一回二八頁、鈴木先生の異動に関して、異動後、学校現場において非常に混乱をして、学校長から代わりの教員を派遣して欲しいという要望などはありましたか。

小林 なかった。

転職させないと係長にできない

内示なしの異動は何回もあったとデマ

寺内 第二九回三四頁で、内示をしない辞令交付が問題となっておりますが、内示には何か法令上の根拠があるのですか、ないのですか。

小林 根拠はないと思う。

寺内 必ず内示をしないきやいかなというものではないという理解ですか。

小林 はい。

寺内 証人の今までの経験で、内示なしに辞令を渡したケースはあるんですか。

小林 私が渡した分じゃなしに、そういうことは何回もあったと思う。

傍聴者（以下、傍と略）
教師の異動にはないぞ!!

寺内 第三一回二八頁、鈴木先生の異動に関して、異動後、学校現場において非常に混乱をして、学校長から代わりの教員を派遣して欲しいという要望などはありましたか。

小林 なかった。

転職させないと係長にできない

市芦についても、五七名中指導主事が一四名含まれており、その数だけ事務局の定数に移すだけで、総合計は同じく一六名減になる。つまり、市芦教員の一名もの減員はつくり出された強配であることを逆に証明したものの、

封印がされてたのか分からない

申立人代理人(分銅) (以下、分銅と略)

教育委員会議事録について、甲第九四号証に関して、四件の処分問題に関する部分の抜粋について、すべてを調べられたんですか。

小林 見ました。

分銅 すべて封印されていたのですか。

小林 そこまでは覚えてません。人事案件はすべて封印されていると思いますけど。

分銅 本当に全部確認しましたか。

小林 五四年二月二日のは破られてましたが、他はちょっと覚えてません。

分銅 四件ともは確認してませんか。

小林 秘密会議のは封印されていると思います。

分銅 五四年二月のはいつ確認しましたか。

小林 今月に入ってから。

分銅 一ヶ月前のことですね。他の部分が封印されていたか、もうお忘れなんですか。

小林 いちいち覚えてません。

分銅 封印されてなかったんじゃないありませんか。

小林 いや、分かりません。

分銅 封印はいつという手続きでされるのですか。

小林 署名委員の署名後の編綴する際に思う。

分銅 秘密会はずべて封印されているのですか。

小林 ここではしかとはお答えできません。

分銅 封印は当時からしてたのか、それとも最近になって何らかの理由でするようになったのか。

小林 はっきり分かりません。

分銅 封印がいつ破棄されたのか調べられませんでしたか。

小林 いえ。

分銅 議事録の閲覧にはどのような手続きがあるかご存知ですか。

小林 詳しいことはしりません。

分銅 あなた自身は何も手続きもしないで閲覧されたのですか。あなたの立場ではできませんか。

小林 勿論許可をえてやっています。

分銅 あなたは、正規の手続きでなく、口頭の承認だけを得ればいいということで閲覧されたんですね。

小林 そうです。

傍 そんなことできるんか！

転職でしか昇任できない

分銅 指導員について、指導員から指導主事ないし社会教育主事に異動することは転職といわれましたね。

小林 はい。

分銅 指導員は、裁量権によっても何らかの転職をさせない限り昇任ができない地位ということになりませんか。

小林 それはどこにおっても同じです。

分銅 転職させない限りだめだということからすると、それらの地位よりも一段低い地位で、水平異動ではないということにはなりませんか。

小林 そうは思いません。

メモでしか示せぬ定数条例改正

分銅 乙九七号証、これは何に基づいて作成されたのですか。

小林 私のもっているメモによって書いた。

分銅 増減理由とありますが、数字だけじゃなくて、特に理由が書いてませんか。

小林 増減理由じゃないですか。

審査長 この表ですと、増減理由ではなく、増減内容みたくに見えるので質問されてると。

小林 ふりわけた内訳程度のこと。

分銅 事務局職員を二二名から四三名に増やした理由は何ですか。

小林 増やしたということじゃなしに、市芦

の五七名の中に、このマイナス二五名は実在しており、それを事務局の定数に移したということなんです。

分銅 定員数の枠をふやしただけですか。

小林 五七名には指導主事も入ってますので。

分銅 一六名の事務局にまわした方はすべて指導主事ですか。

第五一回公開口頭審理報告

市規則を恣意的に解釈する小林証人行革による減員との主張根拠崩れる

市芦救援会事務局

内示なしの辞令はよく覚えてない

在間 弁護士(以下、在間と略)

前回、内示なしの辞令について、何回もあつたとの証言でしたが、いつ頃のことか。

小林 よく覚えてません。五〇年代の前半だったと思いますが。

在間 市芦高校ではそういう例はありますか。

小林 よく覚えてません。

傍 かんじんなことだけは忘れる奴やな！

在間 前田元校長の証言では、「内示なしの人事異動は聞いたことがない」とある。

在間 指導員から社会教育主事への異動は水平異動ですか。

小林 同位の職であるということです。

在間 社会教育主事は資格が必要でしょう。

小林 社会教育法の規定があります。

在間 指導員には同じような資格はあるのか。

小林 特にない。

在間 指導主事は。

小林 いや、あの……。

在間 地教行法で、識見を有するとかあり、誰でもが指導主事になれるというわけじゃない

指導員には法的資格規定なし

あつたのですか。

小林 市芦の教員はこれで運営していくという形を議会の議決を経てきっちり決めてもらった方が良く考えたわけなんです。

分銅 定数を三二名にすることによって、六名の人たちを定員外、過剰定員だとするためにしたんじゃないんですか。

いすね。

小林 はい。

在間 それと同じ様なことが指導員にありますか。

小林 特に、法律上はありません。

在間 同位の職の異動かどうかの判断要素として、給与のこと以外に、昇進の可能性は入ってますか。

小林 ちょっと答えにくいすね。

市規則のデタラメな解決

在間 甲第二二一号証(芦屋市公立学校教職員に対する人事異動通知書及び懲戒処分書に関する規則)の第二条の教職員の定義の中には、指導員は入ってませんか。

小林 はい。

在間 すると、その指導員を教諭に戻すということになる、(2)の採用になるでしょう。

小林 指導主事と同じで、指導主事や指導員から教諭になるのは転職であると考えてます。

去る七月二〇日、小林証人の尋問が終了を
むかえる中で、申立人側の証人申請書が公平
委員会に提出されました。

一九八六年秋からの松本教育長（当時）に
よる市芦高校組合つづし、市芦教育つづしに
抗して、一九八七年夏から五〇回余の公平委
員会審理を闘い抜き、やっと申立人側の証言
を行うこととなりました。

とりあえず、申立人九名と、市芦高校現場
から教師二名そして、福岡教育大学の川向先

申立人証人申請書提出 申立人証言はじまる

村田 最後に実数との差マイナス五とありま
すが、これも幼稚園と同じで、現実に減って
しまってる職員の数に合わせて条例上の定数
を減らしたと、消極的定数減ということ。
小林 定数減の一つです。
村田 ルナホール協会への委託や、アルバイ
ト化は、いづれも、行革大綱に定められた方
法による減員といっているんですね。
小林 まあ、そうです。
村田 市芦の教員定数を減らして過員を生じ
させるのは、その意味で行革とは関係がない
ということになるでしょう。
小林 いえ、そうではないです。

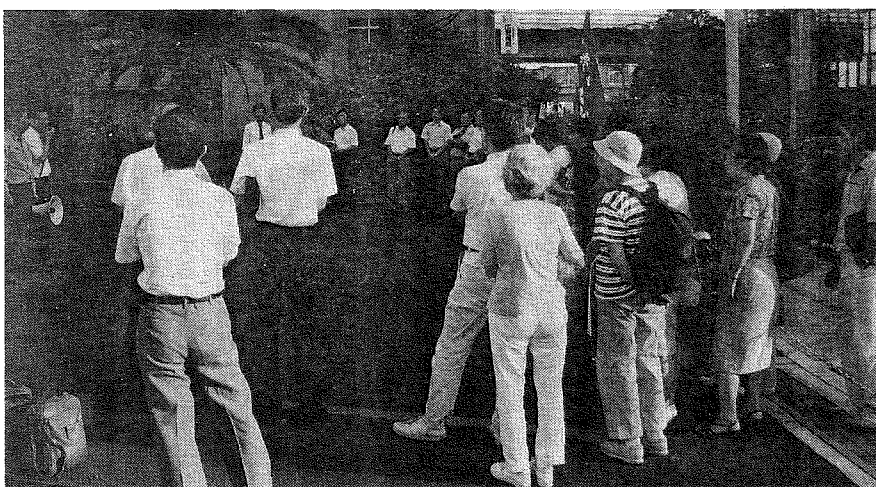
- 活動日誌 へ抜粋 1993.6.1~8.15
- 6・5 兵高教定期大会。
 - 10 事務局会議。
 - 11 兵庫県職労「失職問題学習会」参加。
 - 13 石ころばあちゃん（井原さん）出版記念
会に参加。

- 14 市教委交渉（勤務時間他）
- 15 7・5集会賛同人集会に参加。
- 17 事務局会議。
- 18 市教委交渉（勤務時間他）
- 19 麦の家交流会に参加。
- 21 分会総会。
- 22 法対会議。芦教組総会で連帯挨拶。
- 28 事務局会議。
- 29 芦屋教育共闘会議に参加。
- 30 通信No.64発送。
- 7・3 芦屋教育井戸端会議。
- 5 「活かそう憲法・くらしの中に！」市尼
の集いに参加。
- 6 事務局会議。
- 8 法対会議。
- 9 救援会幹事会。
- 12 対市教委交渉（市芦勤務時間）
- 13 事務局会議、教員身分学習会。
- 15 関西学議交流会共同行動、国鉄臨和和
さん解雇撤回清算事業団近畿支社抗議行
動に参加。東灘郵便局公平審（本人尋問）
傍聴。
- 16 事務局会議。
- 17 兵高教阪神支部総会に参加。市芦反彈圧
闘争、公平審闘争の支援継続方針を決定。
- 20 第五一回市芦公平審。
- 8・6 事務局会議。
- 10 法対会議。

在間 指導主事は教特法に規定がありますが、
指導員についての規定は。
小林 ありません。
在間 現場の教諭を指導主事にするのは、教
特法に基づいてやるわけでしょう。指導員は
そんな根拠はないでしょう。
小林 ありません。
在間 すると、この一般規定に行かざるを得
ませんね。
審査長 この芦屋市の規則は手続規定のよう
ですが、この元になる根拠はあるのですか。
小林 私もその辺がわからんです。
傍 今さらええかげんなこというな！
審査長 では、この規則における辞令交付上
の教職員においては、指導員は対象になっ
ていないということですか。
小林 はい。
在間 するとこの規則に当てはめると、「現
に教職員でない者を教職員に任用すること」
が採用とあるので、指導員を教諭に戻すこ
とは採用に当たるわけですね。
小林 その辺がちょっとわからないところで
が、この規則上からいうと、そうなりますね。
審査長 すると、この規則でいくと、辞令に
採用と記載しなきゃいかんわけですね。
小林 市教委の任命権者のもとにおける職員
でない職員を採用する場合を採用といって、
同一任命権者のもとでの市教委内の職員は、

転職ではないかと思うんですが。
在間 市の職員かどうかという点はどこに書
いてあるんですか。
小林 私がそう思っていると言っているんです。
市芦の減員の異常さをゴマかせぬ書証

村田弁護士（以下、村田と略）
前回の乙九七号証について、幼稚園教員が
六一年が八五、六二年が七六に減ってますね。
実数としては七名減ったと。
小林 はい。
村田 甲第一八九、一九〇号証の六一年度、
六二年度の芦屋市事務報告書では、幼稚園教
員数はどちらも七五名ですね。すると、現実
の数とは合っていないということになりま
すね。
小林 はい。
村田 すると、定数改正条例によって幼稚園
の先生が減らされて配転されたということでは
ないですね。
小林 はい。
村田 すると、市芦とは違ってますね。要す
るに以前から幼稚園児が少なくなっていたこ
とが原因ということですね。
小林 はい。
村田 その他の教育機関として、小学校の基
準は正による事務職員がマイナス四ですね。



小林 はい。生徒数何人に対して事務職員を
何人配置するかという、組合との取り決めを
是正した。
村田 具体的には、図書室の事務員を減らし、
アルバイトを雇ったということでは。
小林 そうですね。

大阪府教委と和解

転任処分の非を認める

納教諭の強制異動を撤回させる会

一九八四年に大阪府立高校で強制配転を受け、大阪府人事委員会に不服申し立て、さらに大阪地裁に提訴していた納教諭は、九年余の闘争を経て、このたび実質的な勝利和解を勝ちとられました。日の丸問題にとりくむ組合員を排除し、とりわけ身体障害をもつ教員への不当配転として、障害悪化の中で闘い抜いてこられました。納さんの投稿を以下紹介。

処分の意図とは、本件は八二年十月に大阪府が行った池田高校二教諭懲戒処分に対する原告らの撤回運動を抑圧するための転勤であることが明らかな処分であった。池高二教諭に対する懲戒処分とは、日の丸強制及び管理主義教育等に果敢な抵抗をしていた教員に対する抑圧を真の理由としながら、表面上は女性差別意識（「社会通念」）を利用してなされたものであり、大今、山田両教諭は、それぞれ八七年七月、九二年三月に人事委員会、大阪高裁で、撤回、取り消しを勝ち取っている。今回の本件和解で、十一年前、十月十五日と

障害ある教諭、遠方に配転

「自宅近くへ」で和解

大阪府教委

股（二）関節の病気で歩行（三）が大阪府教育委員会を困難の障害があるのに、遠く相手を取って大阪地裁に配転くに転勤させられたのは不当処分取り消しを求めていたとして、大阪府立桜塚高 訴訟で、府教委が来春の異校教諭納（おさめ）祐子さん 動で納さんを川西市の自宅

一九九三年八月二六日 朝日新聞

いう年度の真っ直中で、突然、停職、懲戒免職という処分をするに至った時代錯誤的な一連の動きが、全て勝利的に解決された。

『再転任の約束』を明記しているのは、実質的に本件処分の非を認めたからと解しうる。処分の意図を断罪するに至らなかったのは残念であるが、不当であるが故に無理のあった処分自体を不当とすることで、実質的な勝利と考え和解した。府教委は、障害に対する考慮はしたと主張するが、本人に対して極秘裡に進めた為、電車通勤の感覚で配転先を決め、日毎に悪化しつつあった自動車通勤の事情から見れば無配慮の決定としか言えず、障害者への配慮や労働条件決定に障害者本人を参加させない場合に起こる差別が典型的に現れた処分であったと言えるかも知れない。

に近い高校に異動させることを約束、二十五日までに裁判外の和解が成立した。和解の覚書の中で、府教委側は障害のある教職員の人事異動に配慮することを約束しており、原告側は「ハンディをもつ人でも働きやすい職場づくりにつながる」と話している。

しい職場は通勤時間が三十分も長くなり、患部に負担がかかって症状が悪化した、など指摘。配転は日の丸問題への取り組みを理由にした不当なもので、障害への配慮を欠いており無効、と主張していた。和解の覚書で、府教委側は来春の異動で納さんを現在よりも自宅に近い学校に転勤させることを約束。併せての障害のある教職員の人事異動では、学校長が障害の状況を聴いたうえで、家庭や通勤事情などについても配慮する勤務先で十分な教育活動ができるよう協力体制をつくる」と明記した。

この訴訟では今年四月の結審後、裁判所の勧告で和解協議が進められていた。村上寛美・府教委教職員課参事の話 納教諭の桜塚転任は通常の人事異動だった。しかし、転任から九年余りが経過しており、障害が悪化している状況も配慮して裁判所の和解の勧めに従った。

福岡市人事委、突然審理打ち切り

全国から抗議ハガキを!!

子どもたちの「ゲルニカ」を考える 福岡市民の会

不当処分から五年がたちました。名誉と誇りを傷つけられた子ども達は、高校三年生となり、それぞれの夏を頑張っています。

一昨年は、卒業生が再度長尾小に集まり、日本軍の空爆をテーマに、「重慶」という絵をオリジナルで描きあげました。「ゲルニカ」とは同じサイズの大作です。

昨年は、この「重慶」の披露を兼ねて、「ゲルニカ」をバックにブルーハーツのコンサートを行いました。二五〇〇人の中高生と市民がコンサートを盛り上げ、子ども達の絵が、ステージライトで様々に表情を変えていく様子に感動しました。

卒業式での野次や罵声、その後のいやがらせや無言電話、脅迫に負けず、「ゲルニカ」に続く、いや、それをさらに発展させた表現へと取り組んでいった子ども達に、私達は、勇気と希望を与えられた感じでした。

さて、不当処分白紙撤回のもう一つの闘いである人事委員会での審理は、今年七月一四

日の公開口頭審理で一〇回目となりました。

被処分者側の証人を一人も採用していないのに、「事実関係について争いはない。事実認定は容易である。従って、証人調べは今日で終わる。」と宣言した第三回の公開審理にあらわれた人事委員会の態度と姿勢を糾弾しながら、審理を続けてきました。

七月一四日の審理では、不当処分策動の中心的役割を担った柳真義校長を証人として採用させました。ところが、柳証人は、事実を明らかにし、真実を追及しようとする態度を持っていませんでした。質問に対して、「忘れた。」「覚えていない。」「知らない。」「と無責任で恥知らずな答を繰り返すばかりでした。柳校長の徹底した自己保身の感覚は、「あれで教育者か!」という傍聴席のつぶやきと怒りをよびおこしました。

その結果、子ども達と井上先生の教育的営みの正当性が、益々確信をもって明らかにになりました。

ところが、その審理終了間際に、岩崎光太郎審理長は、審理の打ち切りを突然に言い出しました。

子ども達の一年間の取り組みがどのようなものであったのか。子ども達や先生達がどのような思いを持っていたのか。『日の丸・君が代』推進運動を行い、教育『正常化』運動をすすめる一部校区住民が何をしたのか。ま

た、彼らと教育委員会がいかに連動したのか。等々の事実を明らかにする中で、長尾小問題の本質と真実を理解することができののだと思います。

人事委員会の突然の審理打ち切りは、これらの真実の追求を放棄したものとわざわざを得ません。

私達は、審理打ち切りに対して、徹底的な抗議をします。そして、子ども達と井上先生にかけられた不当な処分の白紙撤回を勝ち取りたいと思っています。

全国の心あるみなさんの抗議の声を人事委員会にぶつけるために、抗議のはがきを送って下さるようお願い致します。

急なことです。九月いっぱいまでに、何千枚ものはがきを集めたいと思っています。お忙しい中をすみませんが、ご支援をよろしくお願い致します。

一九九三年八月二〇日
子どもたちの「ゲルニカ」を考える
福岡市民の会

抗議ハガキのあて先

〒八二〇 福岡市中央区天神一八八一
福岡市人事委員会委員長
北川 晃二

第五二回公開口頭審理報告

生徒の心と気持ちを開いていく(上)

申立人証人 鈴木紀之

在間弁護士(以下、在間と略)

証人が市立芦屋高校の教諭として採用されたのはいつのことですか? (略歴)

鈴木証人(以下、鈴木と略)

私が市芦に教諭として採用されたのは、一九六五年四月で、ちょうど市芦が創設されて三年目の年でした。一九六四年に神戸大学文学部西洋史学科を卒業し、それまでは京都の伏見工業高校(定時制)で教員をしていました。教科は社会科です。

在間 その当時の市芦はどういう学校でしたか? (設立背景、規模、役割、学校状況等)

鈴木 新設高校としての学校づくりが進められている最中の学校でした。私も若かったです、これからの学校ということで、それが楽しみでもあったのですが。当時県立高校は五〇名学級でしたが、市芦は四〇名でした。県の認可基準は三クラスでしたが、四クラス

一六〇名が一学年の生徒数でした。

もともと第一次のベビーブームを背景として、ほぼ全員が進学希望という地域の特性もあって、高校進学希望者が多く、「私学は高くて、高校進学は諦めざるをえない」という受験を控えた中学生の声を聞き取った母親の願いが市行政を動かし、創設された学校だということを感じていました。聞いてきました。(精道・山手中学校育友会の陳情書「せめて高校教育だけは受けさせたいというのは、父兄の願いだけでなく今日の社会が望んでいること。多額の経済的負担に耐え得ぬこと。芦屋の子は芦屋の高校へ」)

高校進学を願う子どもたちの願いを一人でも多く聞き届けてほしい、という市民の願いとそれに応えようとするまともな教育行政の姿勢があるなと思いました。

しかし、一方では受験体制といわれる当時の教育体制に巻き込まれていくのも成りゆきでした。市内にあった県立高校へ追いつくことを目標にしました。当時の校長からは、

高等学校教職員組合に加入したのは、二年後の一九六八年です。

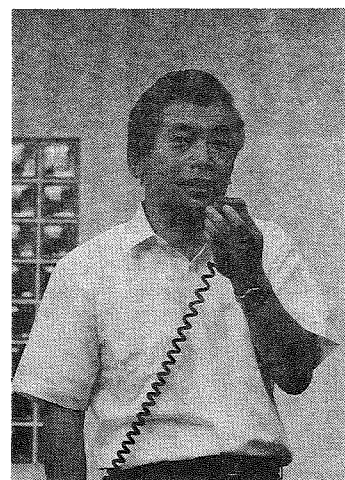
組合結成の契機となったのは、自分の賃金や労働条件の改善は自分の手で、ということもあったでしょうが、当時の学校の運営への素直な嫌悪という批判でもあったように思います。結成当時の役職は、書記長です。

在間 組合が作られて職場は変わりましたか。(組合の役割、職場民主化、学校民主化、その内容)

鈴木 何となく重苦しい重石がとれたようで、みんなが自分の意見を言い合うようになりました。空気の通いがよくなったといえます。若手や中堅の教員を中心に学校体制の民主化が次々と進んで行きました。職員会議は学校の事実上の意志決定機関となり、部長主任会にかわって職員会議で選ばれたメンバーが企画運営委員会を作りました。みんなの意見がまとめられると能力別クラス編成や進路別クラス編成は廃止されることになり、一斉模擬試験は中止されました。生徒の要求をいれての頭髪や服装の自由化や文化活動発表会を文化祭に名称変更するなど生徒の自治を大切に

する学校づくりが目指されていきました。当時の社会的な雰囲気も過熱する受験体制には批判的でした。兵庫県でも受験のための

小規模校ではあるが入学案内にもあるように「生まれながらの一流校」をめざし、家族的な雰囲気と和を大切に、給与も県より一号上位にして県下から優秀な教員を集めている。だから組合の必要など無い学校だ、と強調されたことを覚えています。市教委の期待もあったのでしよう。



就任して一ヶ月ほどたった職員会議で、二年前に始まり当時多くの批判を呼んでいた能力テスト(能力開発研究所が行う全国一斉の大学入学力・適性試験)の強制受験に反対の意見を言ったところ、会議が終わると校長室に呼ばれ、校長と教頭からひどく非難され、啞然とするというか、びくびくしたことがあります。前任校の京都では、新任の私でも校務分掌の希望を聞かれ担任を持ち、職員会議や教科会議で先輩の教員と自由に討論し、当時民間教育運動として注目されはじめていた数学の指導方法であるいわゆる水道方式とい

補習廃止や学力検査を廃止するなど入試選抜方法の手直しがすすんでいました。創設一〇年にして市芦は受験体制への過剰適応というあり方への批判を学校現場で不十分ではあるでしょうが受け止めていったといえます。

在間 一〇年経ったと言うことですが、その後の市芦の歩みはどのようなものになりますか? (芦屋教育全体の改革のなかの市芦)

鈴木 市芦の単独の歩みというよりも、芦屋市全体の教育のあり方が反省され、憲法や教育基本法の考え方をより深く徹底して人間教育を追い求めようという動きが強く出てきます。そうした芦屋全体の動きの中での唯一の市立高校としての市芦の歩みであったように思います。そのあたりのところは市教委の発行している「三〇周年記念誌」においても明らかにされています。

在間 「三〇周年記念誌」(書証)にそくしてその点を少し説明してください。

(芦屋教育全体の改革の概要)

鈴木 「まえがき」に「一九七〇年から始まる一〇年間は、芦屋市の教育にとってかつてない大きな変革期であった。それは、明治以来一〇〇年の教育の歩みを通じて、富国強兵

在間 ところで組合が結成されたのは、いつですか。(結成時期、組合名、加入者、上部団体)

鈴木 私が赴任した翌年一九六六年の一〇月です。管理職を除き、全員が加入することになります。組合の名称は芦屋市立高等学校教職員組合で、市との交渉団体となりました。上部団体である日本教職員組合傘下の兵庫県

ています。一つは定員の問題つまり収容力の問題があり、いま一つは「教育を受けるに足る能力と資質を判定する「適格主義」があります。

そのために、高校教育を希望しながら高校の門戸をくぐれないわずか数%の子どもたちがいます。

今の入試制度は、成績の低い生徒は切り捨てていかざるを得ない制度で、そのため教育の諸条件を侵されている生徒は常にこの入試の犠牲となる。

兵庫県の選抜入試要綱による入試での合否判定資料は、中学校からの内申書と当日の試験によるのですが、社会的差別や貧困により能力をもちながら十分に発揮できないまま、公教育から排除されていた子供らの教育保障のため、内申書の特記欄を充実させ総合判定により、定員の枠外で高校が受け入れるという制度です。

選抜要綱によりながら定員の枠外という点に特徴があります。

監督者である市教委も、選抜入試要綱を決めている県も認めているところでした。(甲二五号証、県教委見解「これは特別な制度とは考えない。四十三年から始まった内申書重視の兵庫方式の入試を四十六年度に再検討し、学習条件が整わないため学力は低いが、将来伸びる能力の生徒にも高校の門を開くよう、

教育の機会均等をうちだしたのにもとづく制度だ」)

高校全入にいたるまでの過渡的制度でいわば、教育の機会均等の実質的保障の実現と言えるものです。

在間 市内の中学生の高校進学率を飛躍的に高めた「進学保障制度」とはどういう背景とどうか、理由で生み出されたのですか。

鈴木 「せめて高校だけは」という願いは、どの子にとってもどの親にとってもぎりぎりの願いでした。高校教育の保障がこれからの時代を生きていく上でどの子にも必要なものだという思いがあります。それは今も変わらぬ願いでしょう。九五%に達しようという、事実上の「義務化」とも言える状況、つまり国民の普通教育機関となってきた状況の中で、高校の門をくぐれず、取り残されている数%とは、どんな子どもたちだったのでしょうか。

その身に背負う差別や生活破壊のゆえに、小学・中学と満足のいく学校生活がおくれず、それゆえにまた高校の門戸を閉ざされるという二重、三重の苦しみを抱える子どもたちが取り残された数%ということでした。

高校入試制度のなかで高校進学から取り残され、切り捨てられている親子の姿が、直接

高校教師の視野に入る事はありません。ほとんど義務化に等しい状況であるにもかかわらず、高校は「選抜思想」にとらわれて身動きできないからです。

しかしながらそうした子と親との出会いが一九七〇年を前後として進んでいます。

私は、その当時、上宮川会館という地域の隣保館を会場として、ほんの数人でしたが夜間に疲れた体を引きずって文字を我がものとするため勉強されていた「大人の勉強会」というのに参加していました。いわゆる「識字学級」です。出入りはありませんでしたが、五〇代の人三名とほんの少し前、前年でしたかに芦屋の中学を卒業したばかりという若い人が二名いました。文字どおり小学校一年生の漢字の読み書きからの勉強でした。中学卒業証書を手に入れているというのにです。

鉛筆を持つよりは雑談の方が勉強だったのですが、雑談がいつか「文字を知らぬこと」へのくやしき、辛さ、怒りとなって吹き出したたまれぬ思いをしたことが何回もありました。ある時、中学校の校門をくぐったのは、入学式が最初で最後だったという三〇才になったある女性が、「私ね、この解放運動に入って、やっぱり生きていてよかったと思いますねん。もし、この運動に入らなかつたら、暗いパチンコ屋の片隅で、一生お父ちゃんの仕事恨み続けよう情けない娘だったと思います

を理想とした時代が戦後民主主義社会建設をめざす時代が変わったとはいえ、なお徹底した人間尊重教育にほど遠いものがあつたのを、わが芦屋市で一気に改革しようときびしくとりくんだからである。・・・これまでの「いわゆる芦屋教育」の内容に根本的な省察を加えて、もろもろの制度や教育の内容・方法に思いきった改善を加えてきたのがこの一〇年であった。・・・同和教育の視点は、人間尊重教育の具現にあることから、差別のない社会の実現をめざすことを起点として、障害児教育の見直しや、学校経営、学級経営、授業のあり方、評価の方法など教育全般にわたる根本的な改革の必要に迫られることになった」と市教委の考えを述べています。

市長も「芦屋教育の質的転換がはかられ、ひとりひとりを大切にする先導的な教育実践が着実にすすめられた意義深い一〇年間であった」と記しています。

芝田教育長は、格調高く「教育は教育基本法に明示されているとおり、人間を育成し、人格の完成をめざす営みである以上、いつの時代においても、ひとりひとりの人間をかけたえのない存在としてその尊厳性を基調にすえ、教育の機会均等を保障するものでなければならぬ」と記し、「人間尊重教育への開眼」として「同和教育の充実」「障害児教育の充実」を特筆しています。市芦に直接触れ

て、「被差別状況におかれているため、公立高校への進学の意欲はありながら進学の出来ない生徒のため、中学と高校の密接な連携のもと高校進学保障の措置をこうじることになったこと、そのため市立高校の学級編制の改善(五コース制)と教員定数の加配等多くの充実策を実施したこと」および「高校にも障害児児童生徒を受け入れる道を開き、幼小中高一貫の人間尊重教育を実現するうえから画期的な前進があつた」と総括しています。「三〇周年記念誌」が発行されているのは一九八一年五月ですから、本件処分のわずか五、六年前のことです。

在間 市教育行政自体がそれまでの教育を反省し、幼・小・中・高と一貫する新しい教育のあり方を支持したということで、市芦にいつてもそうした一環だったということですが、一九七〇年代の市芦の教育の始まりの特徴的なことについて具体的に話してください。

(高校入学制度の改革)「進学保障制度」による門戸拡大)

鈴木 まず一九七一年度から実施されることとなった「進学保障制度」と呼んでいる高校入学にかかわる措置があります。

高校進学率が全国平均で一九五五年五〇%、一九六二年(市芦創設)には六〇%を超えた

程度であつたのが、一九七五年には九〇%を超えており、同年の全国都道府県教育長協議会では「八高校全入」方針を発表し、全国知事会も「八公立高校新増設に関する調査結果」を発表し、希望者全員入学を目標とした高校増設計画を打ち出していました。

芦屋について言えば、一九七〇年の高校進学率は九三%であり、市民の教育への要求は高いものでした。一九七五年には、芦屋の高校進学率は九九%になります。一九七〇年の九三%から一九七五年の九九%へおそく全国最高へと高校進学率を引き上げたのは、市芦の存在とそこで取られた「進学保障制度」です。保障の対象となった子どもたち(年平均一〇名前後、多いときは十数名)だけでなく周辺の高校を諦めていた子や、経済的・学力的に難しかった子が進学できるようになったからです。

その後、一九八七年の松本「教育改革」元年までは、九八%を維持します。八四〇周年記念誌

在間 「進学保障制度」とは、端的に言ってしまうと、この制度ですか。(制度概要)

鈴木 高校の現実として、就学率の面で義務教育化しているにもかかわらず、中学校から高校への進学にあたって選抜試験が行われ